

石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定（石巻市決定）

[石巻市復興整備計画]

都市計画 須江地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設を次のように決定する。

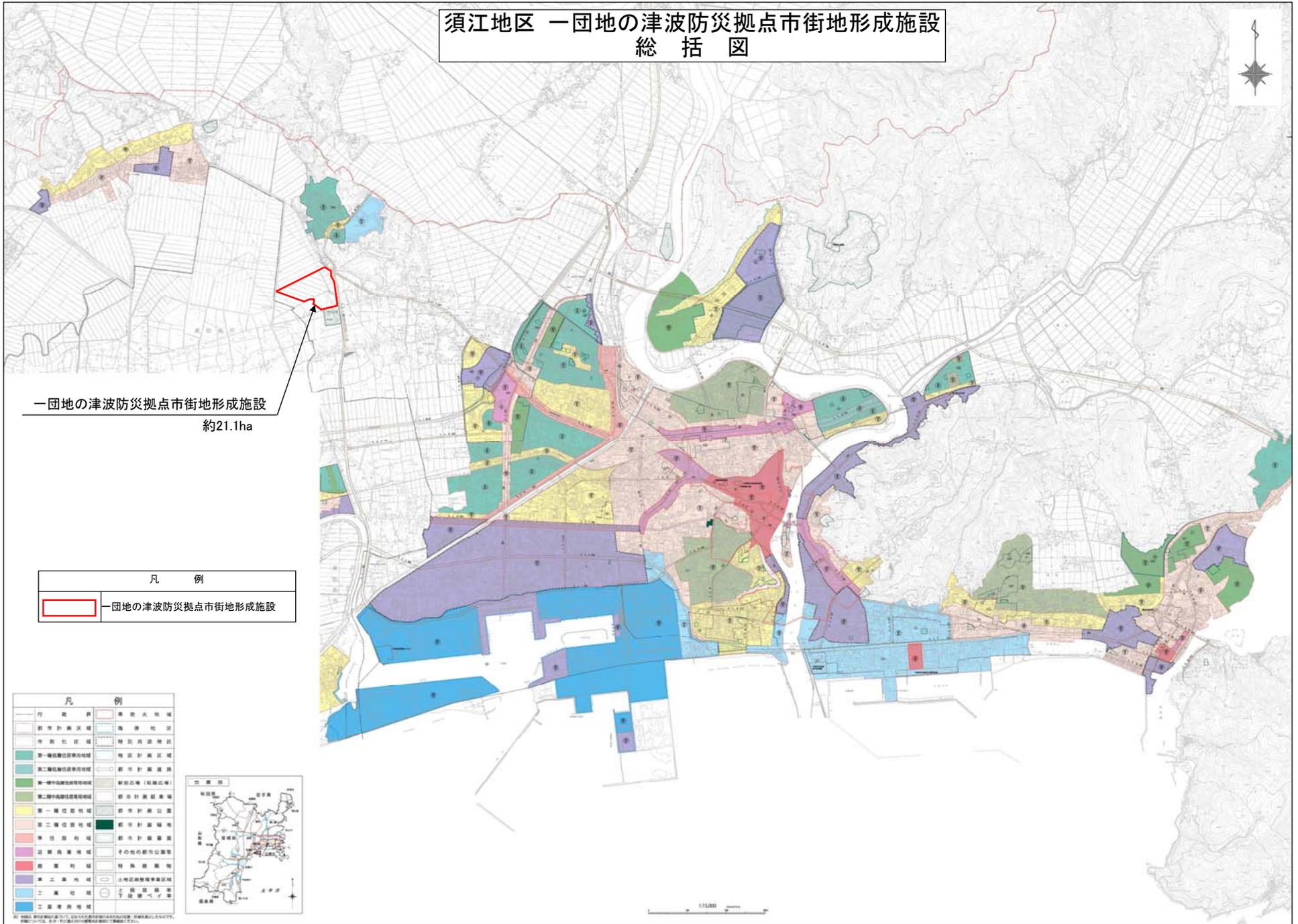
名 称		<u>須江地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設</u>					
位 置		<u>宮城県石巻市須江字寺前、字畳石前、字相野佐野、字沢尻の各一部</u>					
面 積		<u>約 2 1 . 1 ha</u>					
住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模	住宅施設	—	備考	—			
	特定業務施設	<u>約 1 5 . 5 ha</u>		<u>食品加工工場、自動車整備工場、建設関連企業等を配置する。</u>			
	公益的施設	—		—			
	道 路	区画道路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			<u>1 号道路</u>	<u>1 2 m</u>	<u>約 413m</u>	—	
			<u>2 号道路</u>	<u>1 2 m</u>	<u>約 992m</u>	—	
			<u>3 号道路</u>	<u>1 2 m</u>	<u>約 337m</u>	—	
			<u>4 号道路</u>	<u>1 2 m</u>	<u>約 285m</u>	—	
		<u>自転車歩行者道路</u>	<u>4 m</u>	<u>約 87m</u>	—		
	公園及び緑地	緑 地	種 別	名 称	面 積	備 考	
<u>1 号緑地</u>			<u>約 0. 3ha</u>	—			
<u>2 号緑地</u>			<u>約 0. 4ha</u>	—			
		<u>就労環境の向上及び騒音公害等の防止・緩和を図るため、緩衝緑地を2箇所（約 0. 7ha）設置する。</u>					
その他の公共施設	<u>調整池、用水路</u> <u>その他（雨水）：地区内の調整池に集水し調整後、管堀排水路へ放流し、定川へ導水する。</u> <u>下水道 北上川下流域下水道に接続する。</u> <u>上水道 石巻地方広域水道企業団から供給を受ける。</u>						
小 計	<u>約 5 . 6 ha</u>						
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度	—						
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度	<u>20/10 以下</u>						
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	<u>6/10 以下</u>						

「区域、特定業務施設及び公共施設の位置は計画図表示の通り」

理由

河川堤防や高盛土道路整備事業などの各種復興街づくり事業に伴い移転を余儀なくされる事業所、未だに現地再建の目処が立たない沿岸部の被災企業等の移転先を確保するとともに、津波リスクの低い内陸部に、食品加工業者（津波発生時の食品物資供給拠点）や建設・運輸関連業者（津波発生時の災害復旧・物資の輸送拠点）および大規模事業者（市内経済活動、雇用の維持）等を移転させることで、津波発生時の早期の復旧・復興を図る活動拠点を形成するため、本案のとおり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を決定するものである。

須江地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設 総括図



一団地の津波防災拠点市街地形成施設
約21.1ha

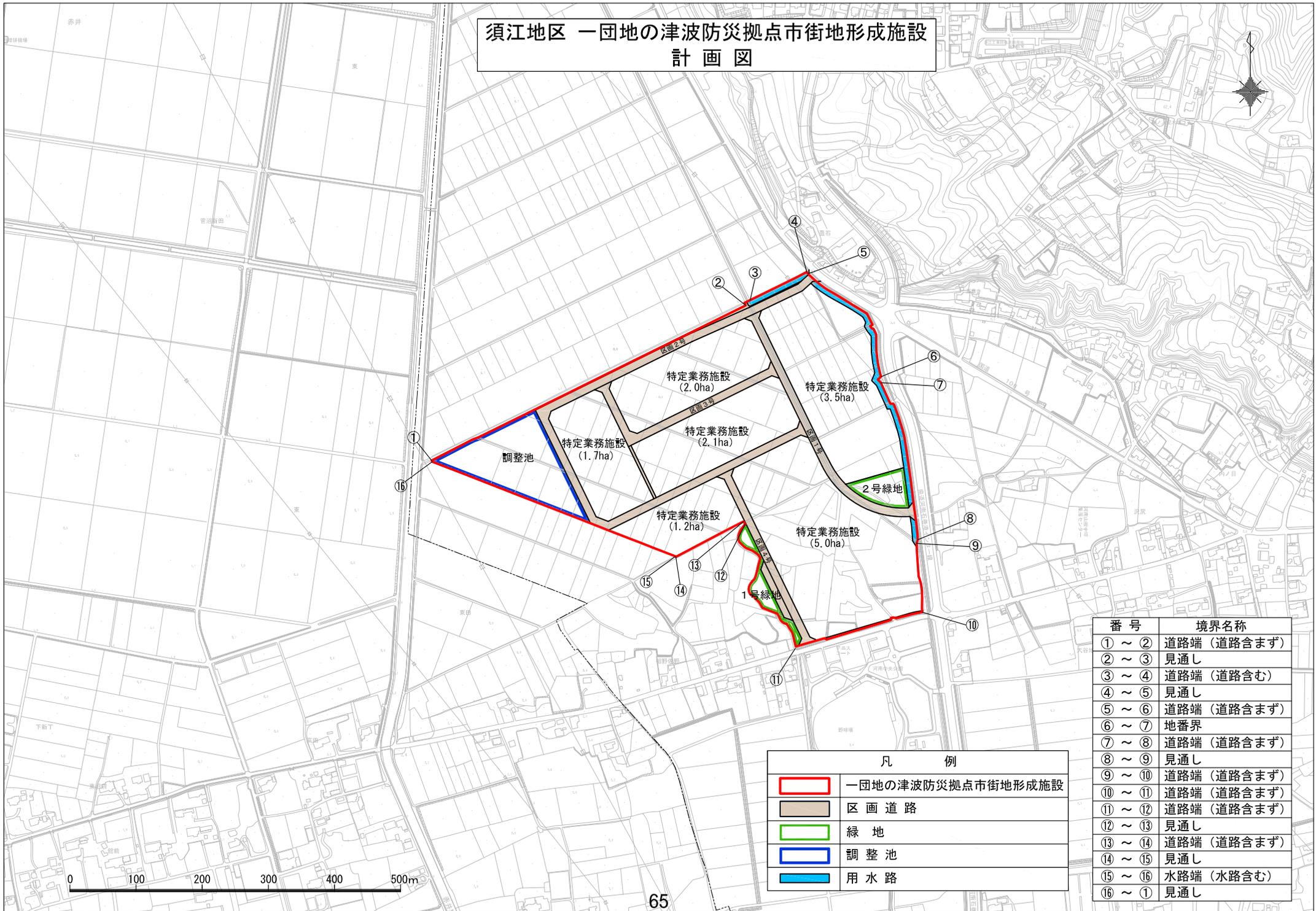
凡 例	
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設

凡 例	
行政界	津波危険地域
都市計画区域	海濱地区
特別化区域	特別高度地区
第一種低層住居専用地域	地区計画区域
第二種低層住居専用地域	都市計画道路
第一種中層住居専用地域	駅前広場（仮称広場）
第二種中層住居専用地域	都市計画駐車場
第一種住居地域	都市計画公園
第二種住居地域	都市計画緑地
準住居地域	都市計画緑地
遊樂用地	その他の都市公園
商業地域	特別用途地
第三種地域	上地区画調整事業区域
工業地域	上地区画調整事業 予定区域（パイ管）
工業専用地域	



1:5,000

須江地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設 計画図



凡 例	
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設
	区画道路
	緑地
	調整池
	用水路

番号	境界名称
① ~ ②	道路端 (道路含まず)
② ~ ③	見通し
③ ~ ④	道路端 (道路含む)
④ ~ ⑤	見通し
⑤ ~ ⑥	道路端 (道路含まず)
⑥ ~ ⑦	地番界
⑦ ~ ⑧	道路端 (道路含まず)
⑧ ~ ⑨	見通し
⑨ ~ ⑩	道路端 (道路含まず)
⑩ ~ ⑪	道路端 (道路含まず)
⑪ ~ ⑫	道路端 (道路含まず)
⑫ ~ ⑬	見通し
⑬ ~ ⑭	道路端 (道路含まず)
⑭ ~ ⑮	見通し
⑮ ~ ⑯	水路端 (水路含む)
⑯ ~ ⑰	見通し